

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	地域保健従事者現任教育推進事業		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	がん対策・健康増進課保健指導室		保健指導室長 山田 敏充		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	地域保健法第3条		関係する計画、通知等	「地域保健医療等推進事業の実施について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自治体において、医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むため、保健師活動や研修等の実態調査に基づいた研修事業を企画・立案・実施し、その研修結果等について評価・検証を行い、保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任教育体制を構築することにより、保健指導従事者の効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地域保健従事者現任教育事業は、保健指導従事者の高度な保健指導技術等の向上を図るために地方自治体実施する研修事業の企画・立案及び評価・検証に対して支援を行うほか、保健師の人材育成ガイドラインの作成や、新任保健師の育成事業を支援する。 【補助率1/2】 【地域保健法第3条…国の責務として、保健師等の地域保健対策に係る人材の資質の向上を規定】 ①市町村は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上に努めなければならない。 ②都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。 ③国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	72	85	70	50	49	
		補正予算	△ 58					
		繰越し等						
	計		13	85	70	50	49	
	執行額		11	23	28			
執行率 (%)		84.6	27	40				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	保健所保健師及び市町村保健師数		成果実績	人	23,900	24,984	集計中	対前年度以上
			達成度	%	97.8	100	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	事業実施自治体数		活動実績 (当初見込み)	実施自治体数	28	32	53	—
					(78)	(78)	(58)	
単位当たりコスト	930(円/成果実績)		算出根拠	平成23年度実績額/平成23年度保健師数				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	地方向け補助金	50	49					
	計	50	49					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	保健指導従事者の高度な保健指導技術等の向上を図るために必要な事業であり、国民のニーズがある事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	保健指導従事者の高度な保健指導技術等の向上を図るために必要な事業であり、国が実施要綱を定め、補助を行う必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	保健指導従事者の高度な保健指導技術等の向上を図るために必要な事業であり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	補助金交付にあたり、事業に要する経費について精査を行っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	保健指導従事者の高度な保健指導技術等の向上を図るために必要な費目を補助対象経費としている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	自治体からの申請額が見込より下回ったため、一定の不用が生じた。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	平成23年度から事業の名称や事業内容が変更となったために、周知が行き届かず、実施自治体数が当初見込みより下回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検結果	平成23年度から、本事業は名称や事業内容が変更になったため、周知が行き届かなかったことで実施自治体数が少なく執行率が低くなっているが、平成24年度にかけて事業実施自治体数は年々着実に増加しており、保健師の能力向上が図られていると考えられる。					
	外部有識者の所見					
執行率が低いことから、地公体における事業実施状況を正確に把握し、事業推進を指導するなど事業を改善する必要がある。(長崎、井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	本経費については、恒常的に不用が生じている状況であるが、地域における保健師等の人材育成能力の向上は地域保健における重要な課題であることから、より多くの自治体が事業を実施するよう働きかけるなど、事業推進に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	執行実績を踏まえ、25年度予算において予算の縮減を図ったところである。引き続き、自治体に対して事業実施を働きかけるなど効率的な執行に努めていきたい。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	290	平成23年	0264	平成24年	0229

平成24年度

厚生労働省
28百万円

交付申請書の内容審査、交付決定、補助事業者の指導監督等

【補助】

A. 都道府県 市町村
53自治体 28百万円

地域保健従事者現任教育推進事業の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.松江市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
賃金	退職保健師等による新任保健師への育成ト レーナー賃金	2			
計		2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	松江市	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	2		
2	北海道	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1.7		
3	さいたま市	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1.4		
4	宜野湾市	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1.3		
5	大分県	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1.1		
6	琴平町	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1.1		
7	上三川町	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1		
8	大阪府	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1		
9	沖縄県	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1		
10	青森県	地域保健従事者現任教育推進事業の実施	1		